穴水町農業活性化協議会水田フル活用ビジョン

|1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は、日本海に突出する能登半島の北西部に位置しており、全耕地面積に占める水田の割合が58%で、基盤整備率が62%となっており、土地利用型農業の生産性向上等をより一層進めていく必要がある。

一方、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られることから、人・農地プランの作成により農地の集積を行うとともに、担い手となる若者の育成や、地域の中心となる経営体の確保が必要となっている。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

本町の基幹作物と位置づけ、関係機関が一体となり「うまい・きれい石川米づくり 運動」を基本に品質・食味の高位平準化を図り、生産数量目標に沿って作付面積を確 保する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

将来的に主食用米の需要減少が見込まれる中、今後、生産数量目標の削減相当分について飼料用米の作付を検討していく。また、飼料用米の作付けに当たっては、国からの産地交付金等を活用し、多収性専用品種の導入を検討する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

排水不良など土壌条件等により、品質や収量に課題が見られ、町内における麦・大豆の作付けは限られている。このため、品質・収量の安定化を推進し、産地交付金の活用により担い手へ集積を進めながら、作付けの維持及び段階的な拡大を図る。

飼料作物は、酪農農家による牧草の作付けが基本となっており、安全な自給飼料の 確保に向けて作付けの段階的な拡大を図る。

(4) そば

そばについても、排水不良など土壌条件等により、品質や収量に課題が見られていることから、栽培研修会を開催するなど肥培管理技術を向上することにより、品質及び収量の安定・向上を図る。また、今後は、新規生産者を確保することにより、生産面積についても段階的に拡大を目指す。

(5) 産地戦略作物

町単独の助成制度や産地交付金を活用して産地戦略作物の生産拡大を図る。

ア かぼちゃ

「能登かぼちゃ」として広域販売に取り組んでおり、所得の向上に向けて、安定 した出荷量の確保と単位収穫量や秀品率の向上に向けた栽培指導を行うとともに、 新規生産者の確保を進め、産地の拡大を図る。

イ 能登山菜

近年乱獲により減少している山菜について、遊休農地を活用して栽培することにより安定出荷と品質向上を図り、生産拡大に取り組む。

(6) その他地域振興作物

ア野菜

「有機トマト・ミニトマト」、「すいか」を振興品目として生産拡大を図る。

イ 花き・花木

「きりしま」を振興品目として生産拡大を図る。

(7) 不作付地の解消

調整水田等不作付地について、「人・農地プラン」の策定・見直し時に集落で話し合いを進め、日本型直接支払制度や産地交付金等を活用して、そばや野菜などの作物を進め不作付地の解消に努める。

作物(水田)	平成25年度の	平成28年度の作	度の作付 平成30年度の目標				
1F #0 (XIII)	作付面積(ha)	予定面積(ha)	増減 (対H25)	対H25比 (%)	作付面積(ha)	増減 (対H28)	対H28比 (%)
水稲	491.0	470.5	▲ 20.5	▲ 4.2	453.8	▲ 16.7	▲ 3.6
主食用米	491.0	468.6	▲ 22.4	▲ 4.6	452.1	▲ 16.5	
非主食用米		1.9	1.9		1.7	▲ 0.2	▲ 10.5
飼料用米		1.9	1.9		1.7	▲ 0.2	▲ 10.5
米粉用米							
WCS用稲							
加工用米							
うち二毛作							
備蓄米							
輸出用米							
麦	1.0		▲ 1.0	▲ 100.0			
うち二毛作							
大麦	1.0		▲ 1.0	▲ 100.0			
うち二毛作							
小麦							
うち二毛作							
大豆	4.7	2.4	▲ 2.3	4 9.0	2.5	0.1	4.6
うち二毛作							
飼料作物	6.1	7.5	1.5	24.2	8.6	1.1	14.1
そば	21.6	10.7	▲ 10.9	▲ 50.6	11.4	0.7	6.8
うち二毛作	1.0		▲ 1.0	▲ 100.0			
なたね							
産地戦略作物	21.3	21.4	0.1	0.3	22.3	0.9	4.4
ねぎ							
かぼちゃ	18.3	19.0	0.7	3.8	19.9	0.9	4.7
ブロッコリー							
にんじん							
たまねぎ							
知事特認作物	3.0	2.4	▲ 0.6	▲ 21.0	2.4	0.0	1.3
その他地域振興作物	6.7	5.5	▲ 1.2			0.3	
野菜	3.0	1.8	▲ 1.2			0.0	
花き・花木	3.7	3.8	0.1	1.5		0.2	
雑穀							
地力増進							
景観形成							
その他							
水田計(作付延面積)	552.4	518.0	▲ 34.4	▲ 6.2	504.4	▲ 13.6	▲ 2.6
うち二毛作面積	1.0	3.3.0		▲ 100.0			
(水田作付実面積)	551.4	518.0	▲ 33.4	▲ 6.1	504.4	▲ 13.6	▲ 2.6
合 計(作付実面積)	551.4	518.0	▲ 33.4	▲ 6	504.4	▲ 13.6	▲ 2.6

取組番号	対象作物	取 組	分類	指標	平成25年度	平成28年度	28年度の
番号			*		(現状値)	(目標値)	支援の有無
1	麦(水田)	担い手への集積	1	集積面積	1.0 ha	1.1 ha	有
2	産地戦略作物	生産の拡大	ア	栽培面積	1.0 ha	1.2 ha	有
3	産地戦略作物	ブランド作物の作付	ウ	栽培面積	20.3 ha	20.9 ha	有

※「分類」

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組 イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組 ウ 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 担い手の確保・育成の考え方

(1)担い手の考え方

- ア 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に認定を受けた認定農業者
- イ 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人
- ウ 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体
- エ 品目横断的経営対策実施要領(平成 18 年 6 月 27 日付け 18 経営第 1871 号農林水 産省経営局長通知)第3の1の(1)のウに規定する特定農業団体以外の委託を受けて 農作業を行う組織
- オ 人・農地プランの中心となる経営体や、集落内の中心的担い手農家で、おおむね 1 h a の水田経営を行い、経営規模の拡大を目指す個人、法人

(2) 担い手農業者の育成目標

認定農業者の育成、実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積を目標とする。

		区		分			実績(27年度)	目標(28年度)	目標(29年度)
担	い	手	農	家	戸	数	248戸	250戸	250戸
	う	ち認	定	農	業 者	数	44戸	46戸	48戸
		うち	組	쒢縚	宮宮文	寸数	1 1戸	1 1戸	11戸

(3) 担い手農業者への農地利用集積の目標

各種事業の積極的な活用により、利用権設定の促進を図り、担い手への農地利用集積 に努める。

	実績(27年度)	目標(28年度)	目標(29年度)
土地利用集積面積	2 O 1 ha	2 1 1 ha	2 2 1 ha

(4) 担い手農業者への農用地利用集積方針

農業人口の減少や高齢化が進行し、耕作放棄地が増加する状況では、意欲と能力のある農業者に農地を集積し、さらには地域農業集団の育成を進め、経営体として体制の整ったものについては法人化等への誘導を図るなど、作業を効率化し農業経営の安定を図る必要がある。

また、そういった農業者がいない地域では地域農業を担う経営体の育成や農業協同組合により、企業的経営体や地域農業集団への農作業の受託あっせん等を行うことが必要である。

(5) 担い手リスト

支援対象の重点化及び明確化を図るため、担い手リストを作成し、順次更新を行う。 (担い手リストは別紙2のとおり)